

事務連絡
令和4年12月27日

医療機関 要介護認定主治医意見書担当者 各位

度会広域連合事務局

介護保険主治医意見書作成料の請求区分について

日頃は、度会広域連合の介護認定業務についてご理解及びご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、見出しのことについて、度会広域連合の取り扱いは下記のとおりとなっておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 意見書作成料の種別を判断する日

主治医が主治医意見書を記入した日で判断してください。

2. 施設と在宅の考え方

【施設】の区分となる場合

意見書記載日の被保険者の状況	記載者
申請者が介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）に入居中・ショートステイ中	施設嘱託医
申請者が入院中	入院先の医療機関の医師

*上記以外に該当する場合は【在宅】の区分となります

*グループホームやサービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム等、施設嘱託医の配置がされていない施設に入居されている場合は【在宅】となりますのでご注意ください。

*取扱いは各保険者により異なりますので、他保険者から依頼された意見書の作成料については、依頼先の保険者の判断に従ってください。

3. 新規と継続の考え方

主治医意見書依頼時に、度会広域連合の履歴を確認の上、予め選択をさせていただいております。
不明な点や間違い等がある場合は下記までご連絡下さい。

以上

度会広域連合 意見書事務担当
TEL0596-62-2300